

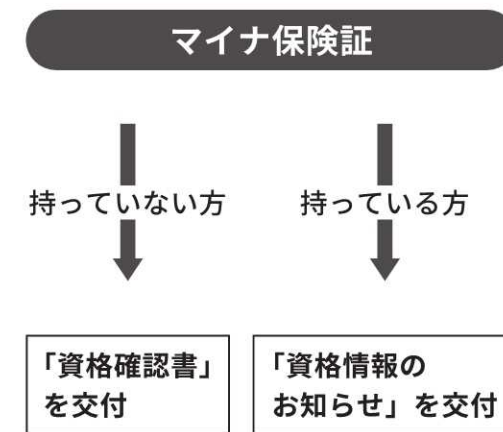
与謝野町国民健康保険 被保険者証に代わる 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」 その他の証の一斉更新のご案内

問 保健課 ☎ 43-9022

新規の被保険者証の 交付は行っていません

与謝野町国民健康保険被保険者証（以下、被保険者証）の交付を受けている方は、有効期限が令和7年7月31日までとなっております。被保険者証は6年12月2日以降、新規の交付はなくなりました。

この被保険者証の代わりに、マイナ保険証（被保険者証として利用登録したマイナンバーカード）を持っていらっしゃる方は「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を7月中旬に郵送にて交付します。医療機関などの窓口では、マイナ保険証または資格確認書の提示を



お願いします。

高齢者受給者証は 資格確認書と一体化

70歳以上75歳未満の国民健康保

その他の証の更新手続き

その他の証（福祉医療費受給者証（老人、障害、ひとり親）をお持ちの方には、7月下旬までに対象世帯に郵送しますので、届きましたら必ず開封していただき内容をご確認ください。また、これらの証はマイナ保険証と情報連携していませんので、8月以降に病院を受診する際には、新しい受給者証の提示をお願いします。

※ 福祉医療費受給者証（老人）の限度額証については、保健課（加悦庁舎）のみで交付します。また、この証もマイナンバーカードと情報連携していませんので、申請手続きが必要で

【マイナ保険証】 4つのメリット

- 限度額認定証などの交付手続きが不要になります。
- 医療機関などでのスムーズな自動受け付けが可能になります。
- 過去のデータに基づく診療が受けられます。
- 確定申告（医療費控除）が簡単になります。

▼限度額適用認定証とは

入院することになったときや高額な医療費が予想されるときに、事前申請により「限度額適用認定証（住民税非課税の国民健康保険の方は標準負担額減額認定証を併せて）」を交付します。

この認定証を医療機関の窓口に提示すると、1医療機関での限度額を超える医療費の支払いが免除となり、ご負担が軽減されます。

※ 保険税を滞納していると交付されない場合があります

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」などを 役場で交付を受けることができる方

- 国民健康保険に加入中の69歳以下の方で、資格確認書が届いた方。
- 国民健康保険に加入中の70歳以上の方で、資格確認書が届いた方で住民税非課税の国民健康保険に属する方または現役並み所得者のうち区分ⅠまたはⅡに該当する方。
- 福祉医療費受給者証（老人）を交付されている方で、住民税非課税世帯に属する方。

▶【国民健康保険】「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の違い

項目	「資格確認書」が届いた方	「資格情報のお知らせ」が届いた方
マイナ保険証の利用登録	利用登録されていない ※ 70歳未満の方の有効期限は2年です	利用登録されている
医療機関などに提示するもの	資格確認書	マイナ保険証 ※ 医療機関などに読み取り機械が設置されていないまたは機械が故障している場合は、マイナンバーカードに添えて「資格情報のお知らせ」を提示してください
限度額適用認定証の更新や新規交付の手続き	必要です (70歳未満の方、70歳以上の方で住民税非課税世帯に属する方、現役並み所得者のうち区分ⅠまたはⅡの方)	必要ありません
高齢受給者証（70歳以上の方）の更新交付	更新はありません ※ 「資格確認書」と一体型になりました ※ 有効期限は1年間	更新はありません ※ 「資格情報のお知らせ」と一体型となりました ※ 有効期限は1年間
福祉医療費受給者証（老人、障害、ひとり親）の更新交付	これまでどおりの受給者証を交付します。 資格確認書またはマイナ保険証とともに医療機関などに提示してください。	
その他		マイナンバーカードを被保険者証として利用登録した方が次の例に該当する場合は、申請により資格確認書を交付します。 ● マイナンバーカードを更新中で有効なマイナ保険証が手元にない方 ● 介助が必要な方で、ご自身で受診受け付けが困難な方 ● マイナンバーカードを返納した方

険にご加入中の方で資格確認書が届いた方は、高齢受給者証と一体型のものとなっておりますので、高齢受給者証は同封していません。医療機関などの窓口では、資格確認書のみ提示をお願いします。

緑の証「限度額適用認定証」などの更新手続き

7月中旬に資格情報のお知らせが届いた方（マイナ保険証を持っていない方）は、更新の必要はありません。

資格確認書が届いた方は、更新手続きが必要です。更新には申請が必要のため、8月1日以降に次の持ち物をご準備の上、保健課、

本庁舎または野田川庁舎の住民税務課住居係までお願いします。

【持ち物】

- 身分証明書（マイナンバーカードまたは運転免許証など）
- 顔写真付きの書類を準備できない場合は、資格確認書と介護保険証などの2点をご準備ください
- ※ はんこは不要です

【その他】

- 申請にはマイナンバーの記入が必要で
- マイナ保険証を利用している方は、限度額適用認定証などを提示しなくても、1医療機関での限度額を超える医療費の支払いが免除されます。

